セクシャルマイノリティに関する自治体政策　条例による施策の現状

伊藤久雄（認定ＮＰＯ法人まちぽっと理事）

渋谷区男女共同参画及び多様性を尊重する社会を推進する条例（パートナーシップ条例）や世田谷区の「同性カップル」に対する公的証明の発行など、自治体によるセクシャルマイノリティに関する政策が注目されている。

以下は、条例策定による施策の現状である（なお条例は、ＬＧＢＴ法連合会（性的指向および性自認等により困難を抱えている当事者等に対する法整備のための全国連合会）が作成した「日本における性的指向および性自認等を理由とする困難を解消する自治体の施策」一覧表を参考にした）。

条例等の名称と施行時期

条　例　等	施行
堺市男女平等社会の形成の推進に関する条例	2001 年 4 月
小金井市男女平等基本条例	2003 年 6 月
八女市男女共同参画のまちづくり条例	2004 年 3 月（2011 年 1 月改正施行）
長岡京市男女共同参画推進条例	2010 年 9 月
沖縄県西原町男女共同参画推進条例	2012 年 3 月
泉南市男女平等参画推進条例	2012 年 4 月
多摩市女と男の平等参画を推進する条例	2013 年 9 月
文京区男女平等参画推進条例	2013 年 11 月
渋谷区男女共同参画及び多様性を尊重する社会を推進する条例	2015 年 11 月（予定）
世田谷区パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱	2015 年 10 月（予定）

性的指向・性自認等の定義・基本理念等

条例等	性的指向・性自認等の条例上の文言
堺市条例（基本理念）	男女の性別にとどまらず、性同一性障害を有する人、先天的に身体上の性別が不明瞭である人その他のあらゆる人の人権についても配慮されるべきこと。
小金井市条例（定義）	市民　性別、年齢、国籍、人種、疾病又は障害の有無、宗教、出身地、性的指向等にかかわらず、市内に住み、勤務し、又は市内で学ぶすべての個人
八女市条例	（性別による差別の禁止等）　すべての人が、性同一性障害を理由とする差別をしてはならない。

長岡京市条例（基本理念）	男女の性別にとどまらず、性同一性障がいを有する人、先天的に身体上の性別が不明瞭である人その他のあらゆる人の人権についても配慮されること。
泉南市条例	性同一性障害 生物学的な性と性の自己意識が一致しないことにより、精神的な葛藤を抱え、家庭生活及び社会生活における活動に困難が生じている状態をいう。 性的指向 性的意識の対象が異性、同性又は両性のいずれかに向かうのかを示す概念をいう。
多摩市条例	性的指向 人の恋愛感情や性的な関心がいずれの性別に向かうかの指向（ この指向については、異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛等の多様性があります。） をいいます。 性自認 自分がどの性別であるかの認識（ この認識については、自分の生物学的な性別と一致する人もいれば、一致しない人もいます。） のことをいいます。
文京区条例	（禁止事項等）何人も、配偶者からの暴力等、セクシュアル・ハラスメント、性別に起因する差別的な取扱い（性的指向又は性的自認に起因する差別的な取扱いを含む。）その他の性別に起因する人権侵害を行ってはならない。
渋谷区条例	性的指向 人の恋愛や性愛がどういう対象に向かうかを示す指向（異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛及び男女両方に向かう両性愛並びにいかなる他者も恋愛や性愛の対象としない無性愛）をいう。 性的少数者 同性愛者、両性愛者及び無性愛者である者並びに性同一性障害を含め性別違和がある者をいう。 パートナーシップ 男女の婚姻関係と異ならない程度の実質を備える戸籍上の性別が同一である二者間の社会生活関係をいう。
世田谷区要綱	「同性カップル」とは、互いをその人生のパートナーとして、生活を共にしている、又は共にすることを約束した２人のものをいいます。 「パートナーシップの宣誓」とは、同性カップルであることを区長に対して宣誓することをいいます。

苦情処理等、主な施策

条例等	教育	啓発	苦情等処理	相談の申出	パートナーシップ証明等	審議会等
堺市		○	○	○		男女平等推進審議会
小金井市		○	○			男女平等苦情処理委員、男女平等推進審議会
八女市	○	○	○			支援委員（事務局）の設置
長岡京市	○	○	○	○		男女共同参画審議会
西原町		○	○			男女共同参画審議会
泉南市		○	○	○		男女平等参画審議会
多摩市	○	○	○			男女平等参画推進審議会、男女平等参画苦情処理委員
文京区条例	○	○	○			推進会議
渋谷区		○	○	○	○	渋谷区男女平等・多様性社会推進会議
世田谷区					○（宣誓書の写しの交付）	

苦情・相談等への対応

	調査	指導	助言	勧告	公表
堺市	資料提出等	―	○	是正要望	―
小金井市	資料提出等	○	○	○	
八女市			○		
長岡京市	適切に処置				
西原町	適切に処置				
泉南市	適切に処置				
多摩市	資料提出等	○	○	○	
文京区	―		―	―	―
渋谷区	○	○		○	○
世田谷区	―				

世田谷区の要綱は、パートナーシップの宣誓と宣誓書の交付に特化したもので、体系的に施策を定めたものではない。その他の８条例は、性的指向・性自認等について定義や基本理念等で明確にした上で、人権や性に関する教育や啓発はもとより、苦情・相談等への対応について調査（資料の提出や説明を求める場合もある）、指導、助言、助言等に従わない場合の勧告、関係者名等の公表などを定めるとともに、審議会や苦情処理委員会などの第三者委員会を設置するなど、体系的な施策になっているといえる。

なお、渋谷区は第８条に「禁止事項」を置いて、「区、区民及び事業者は、性別による固定的な役割分担の意識を助長し、若しくはこれを是認させる行為又は性的少数者を差別する行為をしてはならない」旨定めている。また、苦情・相談等への対応をみると、渋谷区の対応が「勧告に従わないときは、関係者名その他の事項を公表」することを定めており、「禁止事項」の規定とあわせて、その実効性が期待される。